日本玩具協会会員 STマーク使用許諾契約者各位

平成 27 年 12 月 10 日 一般社団法人 日本玩具協会

ST基準第3部(ホルムアルデヒドの試験方法)改定のお知らせ

- 1. 平成 27 年 11 月 26 日開催の理事会において、ST 基準第 3 部 (化学的特性) が別紙のとおり一部改定されましたので連絡させて頂きます。
- 2. 改定基準 (ST2012 (第5版)) の施行日は、平成28年1月1日です。
- 3. 改定の説明は次のとおりです。
 - (1) 本年 7月 9日付で、有害物質含有家庭用品規制法の規格基準「ホルムアルデヒドの試験方法」の改定が官報告示されました。(施行は平成 28 年 4 月 1 日)
 - (2) ST 基準第 3 部の 1.6「おもちゃに用いられた繊維製品」及び 2.8「ホルムアルデヒドの試験方法」は、有害物質含有家庭用品規制法の規格基準を採用していることから、ST 基準に、別紙のとおり、当該試験方法(有害物質含有家庭用品規制法の改定試験方法)を反映します。
- 4. 新旧対照表は、当会の「ST マーク使用許諾契約企業向けホームページ」に 掲載されています。

(なお、今回の改定の印刷物 (ST2012 (第 5 版)) は発行しませんので、新旧対照表をお使い下さい。)

5. 平成 28 年 4 月 1 日に改定 ST 基準 (ST2016) の施行を予定しています。 (改定内容は、後日改めて通知させて頂きます。また、それに合わせて印刷物 (ST 基準書 2016) の発行を予定しています。)

担当:日本玩具協会事務局

山口・中田・小林